

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 省エネ改修税額控除

**Q** : 平成20年度の所得税の税制改正で、住宅の省エネ改修促進税制が創設されましたが、法人には適用がないのですか？

**A** : 青色中小企業者には、税額控除又は特別償却を認める制度があります。

### 【解説】

省エネ改修促進税制は、所得税の住宅ローン控除を受ける制度ですから、法人には適用がありませんが、法人の青色中小企業者については、一定の省エネ設備を導入した場合に7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却を認めるエネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除制度(通称エネ需税制)という制度があります。

対象となる省エネ設備は、次の2つです。

- ① エネルギー使用合理化法72条の設備で、窓や換気、照明、昇降機や空気調和設備等と同時に設置した場合が対象で、床面積や省エネ基準をクリアしていることの確認書の添付が必要になります。
- ② 指定エネルギー使用制御設備を同時に設置した場合で、室内環境やエネルギー使用状況を計測・管理等する機器制御装置や温度・湿度センサーや中央監視制御装置といったビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入により5%以上の省エネ効果があるとする経済産業省大臣の確認書の添付が必要になります。

